

改定桶川市建築物耐震改修促進計画

令和3年3月

桶 川 市

目 次

第 1 はじめに

1 計画の目的	1
2 計画の期間	2
3 対象区域	3
4 対象建築物	3

第 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 地震履歴	4
2 地震環境	4
3 揺れやすさ	6
4 埼玉県が想定した地震の規模及び桶川市の被害の状況	7
5 建築物の耐震化の現状及び目標設定	9

第 3 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	13
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	15
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	16
4 建築物に付帯するブロック塀等の安全対策に係る取組方針	16
5 緊急輸送道路沿道	16

第 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 桶川市防災ガイドによる啓発	18
2 情報提供の充実及び相談体制の整備	18
3 リフォームに合わせた耐震改修の誘導	18
4 町内会等との連携	18

第 5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

1 関係団体等による協議会の活用	19
2 その他地震災害に関する施策	19

第 6 市有建築物の耐震化の方針

1 耐震診断及び耐震改修の対象建築物	21
2 目標年次等	22

第1 はじめに

1 計画の目的

(1) 改定桶川市建築物耐震改修促進計画の目的

改定桶川市建築物耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものである。

本計画は、昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物※1の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は、以下の表のとおりである。

本計画策定までの主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことを検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 住宅全壊104,906棟、半壊144,274棟、 一部損壊390,506棟 (内閣府HP災害情報より) 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示(以下「国の基本方針」という)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定 市町村の耐震改修促進計画は「制定が望ましい」
平成21年3月	桶川市建築物耐震改修促進計画策定	平成19年3月埼玉県建築物耐震改修促進計画策定 桶川市における平成27年度までの耐震化率の目標設定
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 死者19,729人、行方不明者2,559人 住宅全壊121,996棟、半壊282,941棟、 一部損壊748,461棟 (内閣府HP災害情報より)
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成26年3月	埼玉県地域防災計画改正	県の減災目標の設定

平成27年2月	首都直下地震に備える埼玉減災プラン-埼玉県震災対策行動計画-策定	令和2年度までに住宅の耐震化率95%の目標を設定
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標を明示
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成28年3月	桶川市建築物耐震改修促進計画改定	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定 桶川市における令和2年度までの耐震化率の目標設定
平成28年4月	熊本地震	最大震度7(2回記録) 死者273人 住宅全壊8,667棟、半壊34,719棟、 一部損壊163,500棟 (内閣府HP災害情報より) 平成12年5月31日以前に新耐震基準により 建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成29年3月	埼玉県住生活基本計画改定	令和7年度までに耐震性を有しない住宅ストックをおおむね解消する指標を設定
平成29年3月	埼玉県地域強靱化計画策定	令和3年度までに多数の者が利用する民間建築物の耐震化率95%以上とする目標を設定
平成29年7月	埼玉県5か年計画「希望・活躍・うらおいの埼玉」策定	
平成30年6月	大阪府北部地震	最大震度6弱 死者4人(うちブロック塀崩壊により2人死亡) 住宅全壊9棟、半壊87棟、 一部損壊27,096棟 (内閣府HP災害情報より)
平成30年12月	国の基本方針の改正	令和7年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年7月	埼玉県建築物耐震促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

なお、根本的な問題として、建築物はすべて耐震化が図られるべきものであることから、耐震化の状況や社会情勢等を考慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行うものとし、令和7年度以降も引き続き、耐震化を推進することとする。

※1：既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

3 対象区域

本計画の対象区域は、桶川市全域とする。

4 対象建築物

前述のとおり、建築物はすべて耐震化が図られるべきものであることから、本計画の対象建築物は、桶川市内に存する昭和56年以前に建築され、かつ、耐震性の不十分な建築物すべてとするが、埼玉県建築物耐震改修促進計画に即して、特に住宅及び多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号に規定される建築物)、市有建築物について、耐震化の促進に向けた具体的な取組みを行っていくものとする。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 地震履歴

埼玉県では、過去に何回か大きな地震で被害を受けている。中でも大きな地震としては、818年の弘仁地震(M7.5以上)、1855年(安政2年)の安政江戸地震(M7.0～7.1)、1894年の明治東京地震(M7.0)、1923年(大正12年)の関東地震(関東大震災)(M7.9)、1931年(昭和6年)の西埼玉地震(M6.9)、そして近年では2011年(平成23年)の東北地方太平洋沖地震(M9.0)が挙げられるが、埼玉県内で発生した被害地震の数は少なく、近隣で発生する地震により影響を受けたものが多い。

なお、桶川市の地震被害としては、南関東大地震では傾いた家2棟・瓦の落下・煙突の倒壊等の被害があり、西埼玉地震では桶川市東部での液状化現象が報告されている。東北地方太平洋沖地震は、日本観測史上最大であり、県内では揺れや液状化現象によって、家屋全壊24軒、半壊194軒を記録した。桶川市でも震度5弱の揺れを観測したが、幸い建物の倒壊にいたる被害は発生していない。

2 地震環境

地震には、複数のプレートの境目で、引きずり込まれた側が元に戻ろうと跳ね上がる海溝型地震(プレート境界型地震)と、プレートの運動によってプレート上の弱い部分で破壊が起こる活断層型地震がある。

代表的な地震として関東地震(関東大震災)、十勝沖地震、千葉県東方沖地震などが海溝型地震、西埼玉地震、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、新潟県中越地震などが活断層型地震となる。

そのうち、活断層型地震は、地下の比較的浅いところの岩盤にプレートの移動による歪みがたまり、限度以上になった時にずれが生じて発生する地震である。活断層による地震は震源域が非常に浅いところで発生すると、兵庫県南部地震のように非常に激しい被害をもたらすものである。

活断層は約200万年前から現在までの間に動いたとみなされ、将来も活動することが推定される断層のことで、活断層以外のどこでも地震は発生する可能性があるが、過去の研究から、活断層で地震が発生する可能性が高いと考えられている。文部科学省「地震調査研究推進本部 地震調査員会」が選定した「主要110断層帯」のうち、綾瀬川断層を含む関東平野北西縁断層帯※2が市直下にあるほか、周辺にも立川断層帯がある。なお、荒川断層は、現在では活断層とみなされていない。

市に関係のある、古代からのマグニチュード7程度以上の地震は以下のとおりである。

※2：関東平野北西縁断層帯は平成27年4月より「深谷断層帯・綾瀬川断層」と名称が変更した

市に影響のある活断層



※荒川断層は、現在では活断層とみなされていない。

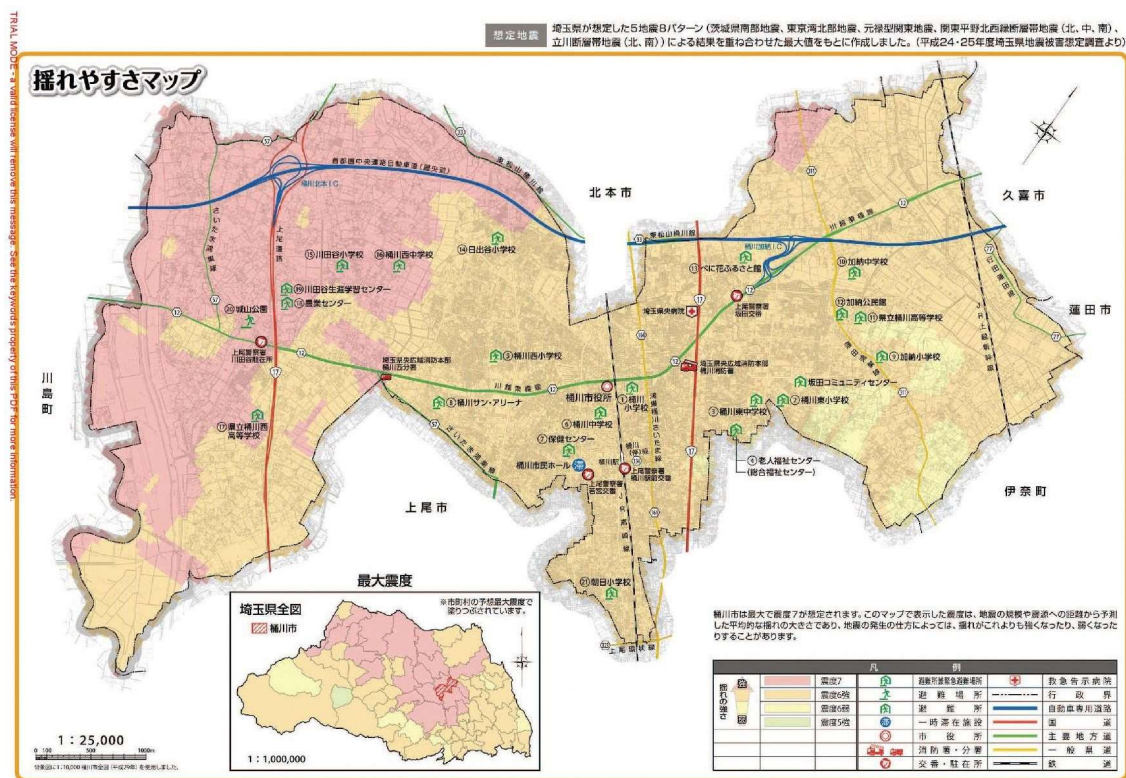
市に関係がある主な地震の履歴
(日本被害地震総覧599-2012)

名称	発生年月日	M	タイプ
弘仁地震	818年	7.5以上	関東平野北西縁断層帯による活断層型
貞観地震	869. 7. 13	8.3以上	三陸沖の海溝型
相模・武蔵地震	878. 11. 1	7.4	伊勢原断層による活断層型又は相模トラフの海溝型
鎌倉の地震	1241. 5. 22	7.0	相模トラフの海溝型
正嘉地震	1257. 10. 9	7.0～7.5	相模トラフの海溝型
鎌倉地震	1293. 5. 27	7.0	相模トラフの海溝型
永亨地震	1433. 11. 6	7.0以上	相模トラフの海溝型
慶安武蔵・下野地震	1649. 7. 30	7.0	立川断層帯による活断層型
元禄地震	1703. 12. 31	7.9～8.2	相模トラフの海溝型
安政東海地震	1854. 12. 23	8.4	南海トラフの海溝型
安政江戸地震	1855. 11. 11	7.0～7.1	活断層型説と海溝型説がある
明治東京地震	1894. 6. 20	7.0	活断層型説と海溝型説がある
関東大震災	1923. 9. 1	7.9	相模トラフの海溝型
西埼玉地震	1931. 9. 21	6.9	関東平野北西縁断層帯による活断層型
東北地方太平洋沖地震	2011. 3. 11	9.0	三陸沖の海溝型

3 揺れやすさ

桶川市では市民の防災意識を高める目的で、「防災ガイド」を作成した。

この中に、本市に大きな影響を及ぼすと考えられる地震を想定し、揺れやすさ(震度)を予測した「揺れやすさマップ」を掲載している。



出典:桶川市防災ガイド

これは、埼玉県が想定した5地震8パターン(茨城県南部地震、東京湾北部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震(北、中、南)、立川断層帯地震(北、南))による結果を重ね合わせた最大値をもとに作成されている。(平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査より)

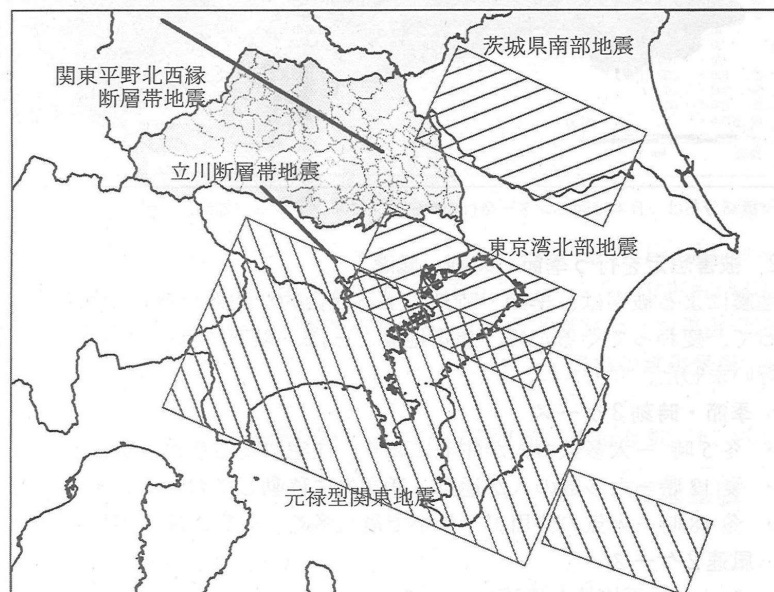
これによると、桶川市では最大で震度7が想定されるところ。また、このマップで表示した震度は、地震の規模や震源への距離から予測した平均的な揺れの大きさであり、地震の発生の仕方によっては、揺れがこれよりも強くなったり、弱くなったりすることがあるところである。

4 埼玉県が想定した地震の規模及び桶川市の被害の状況

埼玉県は、平成24・25年度に地震被害想定調査を実施しており、埼玉県に大きな被害を与えられる首都直下地震として、5つの地震を想定している。

地震のタイプ	想定地震	想定マグニチュード(M)
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3
	茨城県南部地震	7.3
	元禄型関東地震	8.2
活断層型地震	立川断層帯地震	7.4
	関東平野北西縁断層帯地震	8.1

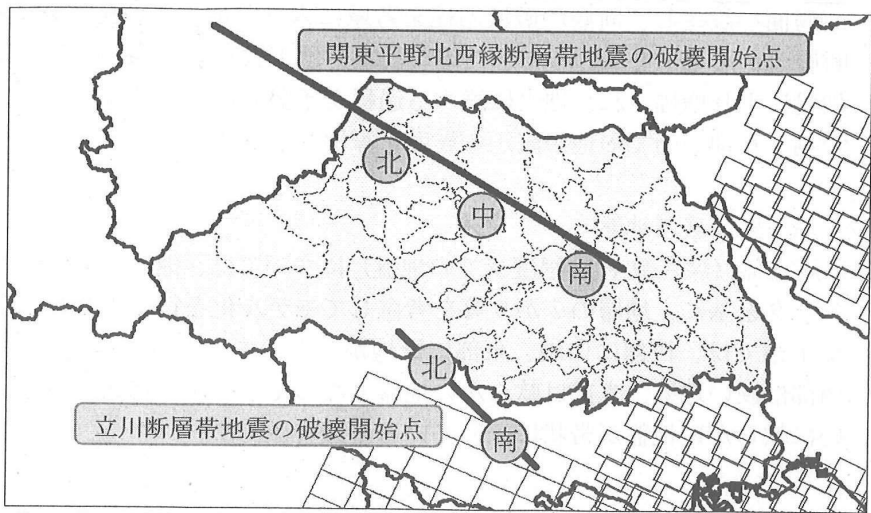
想定地震の断層位置図



出典:平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査報告書

これらの地震による被害想定概要は次のとおりであり、このうち、桶川市に最も大きな被害を及ぼすものと想定されているのは、関東平野北西縁断層帯による地震(M8.1)である。

埼玉県における活断層型の想定図



出典:平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

桶川市の地震被害想定(概要)

			単位	東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
							破壊開始点北	破壊開始点中央	破壊開始点南	破壊開始点北	破壊開始点南
揺れによる被害	木造	全壊数	棟	0	0	0	2658	2547	2471	0	0
		半壊数	棟	6	1	0	3894	3896	3795	0	0
	非木造	全壊数	棟	0	0	0	189	184	170	0	0
		半壊数	棟	1	0	0	479	483	430	0	0
		小計	棟	7	1	0	7220	7110	6866	0	0
液状化による被害	木造	全壊数	棟	0	2	0	6	6	6	0	0
		半壊数	棟	0	3	0	11	10	11	0	0
	非木造	全壊数	棟	0	1	0	5	3	4	0	0
		半壊数	棟	0	1	0	6	5	5	0	0
		小計	棟	0	7	0	28	24	26	0	0

出典:平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書

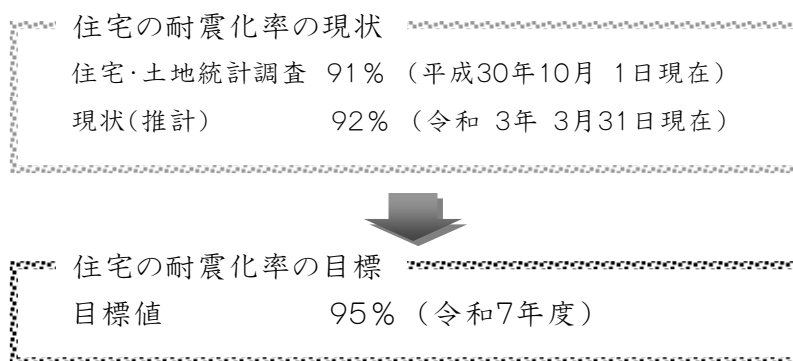
5 建築物の耐震化の現状及び目標設定

桶川市における「住宅」及び「多数の者が利用する建築物」の令和7年度の耐震化率※3の目標は、それぞれ以下に定めるとおりとする。

(1) 住宅の耐震化の現状及び目標設定

平成30年に実施された住宅・土地統計調査を基に推計した平成30年10月1日現在の住宅の耐震化の状況は、住宅総数約29,100戸のうち、耐震性のある住宅が約26,500戸で、耐震化率は約91%である。

この計画において令和7年度における住宅の目標耐震化率は、埼玉県建築物耐震改修促進計画に即して「95%」と設定する。



住宅の耐震化の現状

(単位: 戸)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率(%)
	合計	耐震性なし	耐震性あり			
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
平成30年10月1日現在	5,673	2,617	3,056	23,467	29,140	91%
令和3年3月31日現在	5,472	2,415	3,057	23,999	29,471	92%

※3: 耐震化率

昭和56年5月までに工事に着手した建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標設定

耐震改修促進法第14条第1号(施行令第6条)では、学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム、賃貸住宅等の用途に供する建築物のうち、各建築物の用途に応じて一定規模以上の「多数の者が利用する建築物」であって既存耐震不適格建築物であるものの所有者は、これらの建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないとされている。

このうち、多数の者が利用する建築物の耐震化の桶川市内の現状と目標は次のとおりであるが、建築物によって役割や現状の耐震化率等に違いがあるため、市有建築物と民間建築物に分けて目標を定めるものとする。

ア 対象建築物

耐震改修促進法に定められている「多数の者が利用する建築物」とは、旧耐震基準で建築された以下の表の建物を指す。

用途分類	耐震改修促進法第14条第1号(施行令第6条)による分類	規模(階数、床面積の両方が下記の規模以上のものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2階	500㎡
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000㎡
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000㎡
病院・診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊技場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル・旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000㎡
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの)	1階	1,000㎡
	ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000㎡

イ 市有建築物

市有建築物は、平常時の利用者の安全のみならず、災害時の拠点施設といった観点からも耐震性の確保が求められる。

市の対象建築物である小中学校の校舎・屋内運動場（体育館）、社会福祉施設はすでに耐震改修が完了している。

市有建築物の耐震化の現状(令和3年3月31日現在)

(単位:棟)

市有建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率(%)
	a=b+c	耐震性なし	耐震性あり			
		b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
学校	12	0	12	3	15	100%
病院・診療所	—	—	—	—	—	—
劇場・集会場等	0	0	0	2	2	100%
店舗等	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸住宅等	—	—	—	—	—	—
社会福祉施設等	1	0	1	1	2	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	0	0	0	1	1	100%
その他	0	0	0	1	1	100%
計	13	0	13	8	21	100%

市有建築物の耐震化率の現状

現状 100% (令和3年3月31日現在)

ウ 民間建築物

多数の者が利用する建築物は、耐震改修促進法第2条第3項の規定により埼玉県が「所管行政庁」となることから、民間建築物の令和7年度における目標耐震化率は、埼玉県建築物耐震改修促進計画に即して「おおむね解消※4」とし、埼玉県の施策に協力、連携していくものとする。

民間建築物の耐震化の現状(令和3年3月31日現在)

(単位:棟)

民間建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率(%)
	a=b+c	耐震性なし	耐震性あり			
		b	c			
	a=b+c	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e
学校	0	0	0	0	0	—
病院・診療所	3	2	1	4	7	71%
劇場・集会場等	0	0	0	1	1	100%
店舗等	0	0	0	13	13	100%
ホテル・旅館等	1	1	0	0	1	0%
賃貸住宅等※5	13	3	10	82	95	97%
社会福祉施設等	1	0	1	13	14	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	4	0	4	25	29	100%
計	22	6	16	138	160	96%

民間建築物の耐震化率の現状

現状 96% (令和3年3月31日現在)



民間建築物の耐震化率の目標

目標値 おおむね解消 (令和7年度)

※4: 耐震性が不十分な建築物をおおむね解消する

※5: UR賃貸住宅(賃貸共同住宅のみ)を含む

第3 住宅及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

阪神・淡路大震災による被害では昭和56年以前の住宅の倒壊による圧死がその多くを占めたが、その一方で、その後の調査や実験から、昭和56年以降の建築の技術基準は、阪神・淡路大震災と同規模の大地震に耐えうる基準であると認識されている。

今後、大地震が発生した際の被害を最小限に食い止めるためには、古い建築物等の改修や建て替えを促進していくことが非常に重要となってくることから、関係法令の整備なども進められてきたところである。

このうち、特に住宅は、被災後の避難場所の確保など二次的な被害を含めて総合的に考えると、その耐震化による被害の軽減には相当の効果も見込まれるが、一方で建築物は個人の財産であることから、所有者の意識や費用の問題に大きく左右される面も否めない。

このようなことから、住宅及び民間建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅及び民間建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識し、取り組むことが不可欠である。

また、桶川市は埼玉県と連携して、住宅及び建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の支援について、適切な役割分担、連携の下に取り組むこととする。

(1) 桶川市と埼玉県の役割分担

前述のとおり、桶川市域では多数の者が利用する建築物の所管行政庁は埼玉県となる。

建築物の耐震診断・耐震改修の促進にあたり、施策を効率よく、かつ、効果的に展開していくためには、埼玉県との適切な役割分担及び施策の連携を図ることが重要である。

埼玉県では令和3年3月に埼玉県建築物耐震改修促進計画を改定し、継続した耐震改修の促進を進めていくこととし、県内全域を対象として市町村との耐震診断・改修の枠組み及び促進のための施策を定めている。

これを踏まえ、桶川市は所管行政庁である埼玉県との役割分担を明確にし、市民にとって最も身近な行政として取り組みを行っていくものである。

埼玉県は、多数の者が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修の支援に取り組むこととしており、桶川市は、生活に密着した住宅の耐震診断及び耐震改修に関する支援に取り組むものとする。

(2) 住宅等の耐震性に係る市民意識の向上

前述のとおり、住宅及び民間建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅及び民間建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠である。

このため、桶川市は建築物の耐震性にかかる市民の意識喚起を図るため、広報等により情報提供等を進めていく。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 助成制度の活用

ア 埼玉県助成制度

埼玉県では、多数の者が利用する建築物(民間建築物)の耐震化を促進するため、耐震化に関する補助制度を設けており、本制度の適用を受けることができる建築物について相談があった場合は、本制度の活用を進める。

イ 桶川市の助成制度

桶川市は、平成21年度より桶川市既存木造住宅耐震化事業補助金制度を設け、木造住宅の所有者の費用負担の軽減に努めている。

本制度は、旧耐震基準で建てた木造住宅の診断、改修、建替えを対象としているが、今後は必要に応じて、制度の見直しも検討していく。

(2) 融資制度の活用

住宅及び建築物の耐震化には次のような融資制度があり、これらの制度の活用促進を図る。

- 住宅金融支援機構:「リフォーム融資」「マンション共用部分リフォーム融資」
- 埼玉県(民間金融機関との連携):「埼玉の家 耐震・安心・エコリフォームローン」
- 桶川市(民間金融機関との連携):「桶川市勤労者住宅資金貸付制度」

(3) 税制に関する措置の活用

耐震改修等については、次のような税制措置がとられており、これらの制度の周知を図る。

- 耐震改修にかかる費用の減税措置
- 耐震改修を行った建築物に対する耐震改修促進税制
住宅：固定資産税の減額
- 新耐震基準に適合する中古住宅を購入する際のローン減税

(4) 無料簡易耐震診断等の実施

桶川市では、平成17年1月から木造住宅の無料簡易耐震診断を実施している。市民への耐震知識の普及・啓発の良い契機となることから、今後も継続して実施していく。

また、埼玉県でも、希望により木造住宅の無料簡易耐震診断や建築相談会を開催しており、こちらとも連携を図りながら、より多くの市民に耐震知識を普及・啓発していく。

平成30年の住宅・土地統計調査によれば、昭和56年以前の住宅の約85%が木造となっており、診断件数の増加をめざして、具体的な施策を検討していく。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

住宅リフォーム工事に伴う消費者被害を防ぎ、また、住宅及び民間建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境を整えていく必要がある。

このため、すでに実施している「建設団体の相談員による住宅相談」や耐震診断・耐震改修のできる業者に関する情報提供に加え、耐震に係る相談窓口として、埼玉県で作成した住宅リフォームの手引きや検査制度の活用を促進していく。

4 建築物に付帯するブロック塀等の安全対策に係る取組方針

道路に面したブロック塀、外壁タイル、窓ガラス、看板等の倒壊・落下は、歩行者への被害だけでなく、被災後の避難路・緊急輸送路としての機能を損ねる恐れがある。

これらに関して、埼玉県は市町村と連携し、地震時の安全対策に係る取組を行うこととしていることから、桶川市はこれに協力して、所有者等に対する意識啓発、指導等、対策を進めていく。

5 緊急輸送道路沿道

被災時における救急活動や消火活動、物資の緊急輸送活動など、その後の応急活動やさらに復興活動への移行に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、埼玉県の指定した緊急輸送道路の沿道についても所有者等に対する意識啓発、指導等、対策を進めていく。

九都県市※6においては、広域的な観点から連携して緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進させていくため、平成30年7月に「九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会」が設置された。同協議会は、緊急輸送道路の広域ネットワークを形成するため、沿道建築物の耐震化に連携して取り組む路線（以下「連携路線」という。）を選定した。これを踏まえ、埼玉県は、連携路線を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を一層促進するため、連携路線のうち、耐震診断を義務付ける路線を指定している。

※6：九都県市

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、4都県及び横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の5政令市

桶川市区域における埼玉県指定緊急輸送道路

種 別	道路種別	路線名	区 間	道路管理者
一次特定緊急輸送道路	国管理道路	国 道 1 7 号	北 本 市 境 ～ 上 尾 市 境	国土交通省
一次特定緊急輸送道路	国管理道路	国道17号上尾道路	桶 川 北 本 I C ～ 上 尾 市 境	国土交通省
一次特定緊急輸送道路	高 速 道 路	首都圏中央連絡自動車道	川 島 町 境 ～ 北 本 市 境 北 本 市 境 ～ 久 喜 市 境	東日本高速
一 次 緊 急 輸 送 道 路	主要地方道	川 越 栗 橋 線	川 島 町 境 ～ 久 喜 市 境	埼 玉 県
二 次 緊 急 輸 送 道 路	一 般 県 道	鴻巣桶川さいたま線	北 本 市 境 ～ 上 尾 市 境	埼 玉 県
二 次 緊 急 輸 送 道 路	国管理道路	国道17号上尾道路	北 本 市 境 ～ 桶 川 北 本 I C	国土交通省
二 次 緊 急 輸 送 道 路	市 道	市 道 1 - 3 号 線	泉一丁目341-1地先 ～ 泉一丁目3番28地先	桶 川 市
二 次 緊 急 輸 送 道 路	市 道	市 道 1 - 4 号 線	上日出谷字原新田1150-1地先 ～ 泉二丁目346-5地先	桶 川 市
二 次 緊 急 輸 送 道 路	市 道	市 道 2 0 - 2 号 線	下日出谷字東19-1地先 ～ 上日出谷字原新田1150-1地先	桶 川 市

第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 桶川市防災ガイドによる啓発

桶川市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさを記載した桶川市防災ガイドを作成した。

今後は市民に対し、防災ガイドを利用して防災意識への啓発に努めていく。

また、自治会、関係団体等からの要請に応じ、防災に関する講話や訓練を開催するなど、市民の防災意識の普及・啓発を図る。

2 情報提供の充実及び相談体制の整備

桶川市は、建設団体の相談員による住宅相談のほか、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため相談窓口を設けているので、引き続き、次の事項に関する情報提供を実施する。

- 耐震診断及び耐震改修の助成制度の概要、税制措置等
- 自己による簡単な診断方法
- 耐震改修工法や費用等
- 家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- その他の地震対策情報

3 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

耐震改修工事にあたっては、少なからず内外装の取り壊しが発生する。

したがって、住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて、改修支援事業等の窓口相談時などにこれらの工事と併せて耐震改修を実施するよう誘導していく。

4 町内会等との連携

桶川市では、災害発生時に市民が結集して地域で活動できるよう、自主防災組織の育成を図っており、令和2年度末現在で、72の自主防災組織が結成されている。

組織ごとに防災訓練などを行い、地域防災力の向上に取り組んでいる。

また、自主防災組織の育成強化を図り、市民の防災意識の普及および高揚に資するため、自主防災組織の設立時及び桶川市自主防災組織連絡協議会に交付金を交付している。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

1 関係団体等による協議会の活用

桶川市は、県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとする。

彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

会員数 75(令和2年4月時点)

県		埼玉県					
市町村		63市町村					
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市
加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市
上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市
和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市	富士見市	三郷市
蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市
伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	滑川町	嵐山町	小川町	ときがわ町
川島町	吉見町	鳩山町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	東秩父村
美里町	神川町	上里町	寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町	
建築関係団体		11団体(順不同)					
一般社団法人 埼玉建築士会		一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会					
一般財団法人 埼玉県建築安全協会		一般社団法人 埼玉建築設計監理協会					
一般社団法人 埼玉県建設業協会		埼玉土建一般労働組合					
公益財団法人 埼玉県住宅センター		埼玉県住まいづくり協議会					
建設埼玉		一般財団法人 さいたま住宅検査センター					
一般社団法人 日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部		埼玉サテライト(JSCA埼玉)					

2 その他地震災害に関する施策

1 地震保険の加入促進

地震による損害を補償する地震保険については、現在、その加入率が全国平均で約32.2%、埼玉県の加入率が約32.3%(平成30年度、損害保険料率算出機構ホームページより)という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るためには、地震保険への加入を促進する必要がある、機会を捉えてこれを啓発する。

2 応急危険度判定士体制の整備

県では、平成7年から応急危険度判定士の養成を開始し、多くの建築物が被災した際、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害の防止や県民の安全の確保を図るため「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」を定め、発生災害時の的確な応急危険度判定活動ができる体制を整えている。また、彩の国既存建築物地震対策協議会を通じて、応急危険度判定の模擬訓練、応急危険度判定コーディネーターの講習を行っている。

桶川市では、民間の応急危険度判定士への連絡体制を構築し、連絡訓練を行うほか、平成24年度より、市と一般社団法人 埼玉建築士会中央北支部との間に、「桶川市被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定」を締結し、市の召集に応じ、建築士会に所属する判定士を派遣する体制が確立している。

第6 市有建築物の耐震化の方針

1 耐震診断及び耐震改修の対象建築物

市有建築物は、その規模にかかわらず災害時には避難場所等として活用されるなど、特定建築物に限らず多くの市有建築物が応急活動の拠点として多数の者に活用される。

ここで、建築基準法上、耐火性能が要求される床面積200㎡以上の市有建築物の耐震化の状況は、以下のとおりとなっている。（一部事務組合の管理する施設を除く。）

市有建築物の耐震化の現状（床面積200㎡以上）

（単位：棟）

市有建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率 (%)
	耐震性なし	耐震性あり				
	a=b+c	b	c			
学校	18	0	18	6	24	100%
病院・診療所	—	—	—	—	—	—
劇場・集会場等	4	2	2	5	9	78%
店舗	—	—	—	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸住宅等	—	—	—	—	—	—
社会福祉施設等	5	0	5	4	9	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他一般庁舎	0	0	0	4	4	100%
その他	2	1	1	7	9	89%
計	29	3	26	26	55	95%

市有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも建築物の耐震性確保が求められていることから、令和7年度までに市有建築物全般の耐震化率「100％」を目指して取り組んでいく。

なお、すでに教育施設で実施されているが、耐震診断の結果は随時公表することとする。

2 目標年次等

桶川市地域防災計画(平成27年2月)共通編の「第2章 災害予防計画 第4節 防災活動拠点等整備計画 第1 防災活動拠点の整備」により、大規模災害時の応急活動の拠点となる市の施設について、以下のとおり位置付けされており、いずれも耐震化対策が完了している。

- 災害対策活動拠点⇒市庁舎
- 本部代替拠点 ⇒サン・アリーナ
- 地区活動拠点 ⇒地区内活動拠点小学校
- 福祉避難拠点 ⇒老人福祉センター(総合福祉センター内)、保健センター
- 一時滞在施設 ⇒市民ホール
- 広域一時滞在提供施設⇒総合福祉センター

防災計画上では指定されていない中学校や保育所は、生徒や乳幼児の普段の生活の場であることから、平成8年度から耐震化を進めており、これらの建築物は耐震化が完了している。

市民が会議などで利用する「集会施設」の耐震化を図る。これらの施設は、指定避難場所となっているなど、防災上重要な公共建築物に該当する。

農業センターは、指定避難所として指定され、防災上重要な公共建築物に該当することから、耐震改修等の対策を行う。令和3年度に耐震改修を行う予定となっている。

なお、勤労青少年ホームは、平成31年3月31日をもって閉館している。

以上のように桶川市地域防災計画で災害時の応急活動の拠点として指定する建物は耐震改修が完了している。

平常時には市民が利用する機会のない市有建築物についても、昭和56年以前に建築された建築物は、令和7年度までに耐震化等の方針を明らかにするよう努めるものとする。